

## 東見前保育園移管先法人選定に関する質問と回答

令和2年8月19日現在

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 質問事項         | 要項2(1)園舎の整備について                                       |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 土地の詳細を教えてください。  |
|   | 回答           | 子育てあんしん課に、東見前保育園周辺の公図と全部事項証明書を備え付けておりますので、お問い合わせください。 |

|   |              |                                     |
|---|--------------|-------------------------------------|
| 2 | 質問事項         | 要項2(1)園舎の整備について                     |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 資料2の図面上に「道」と表示されている部分に園舎を建てても良いものか？ |
|   | 回答           | 「道」は市の管理になっているので、建てることができます。        |

|   |              |                                    |
|---|--------------|------------------------------------|
| 3 | 質問事項         | 要項2(1)園舎の整備について                    |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 園児の送迎用駐車場は、何台用意しなければならないという基準はあるか。 |
|   | 回答           | 送迎用駐車場の広さについての基準は設けておりません。         |

|   |              |  |
|---|--------------|--|
| 4 | 質問事項         | 要項5(3)定員及び受入年齢について   |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 令和4年4月には定員100人に対する職員配置が必要か。  |
|   | 回答           | 民営化後の東見前保育園は、募集要項に記載のとおり定員100人を基本と考えておりますので、定員100人に対する職員配置をお願いします。 |

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 5 | 質問事項         | 要項5(3)定員及び受入年齢について  |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 定員100人のうち、0歳児は何人という想定はあるか。法人の考えだけで良いのか。   |
|   | 回答           | 具体的な数字は持ち合わせておりませんが、民営化の目的は待機児童の解消を含めた受入定員の増なので、できるだけ0歳から2歳児の定員は確保していただきたいと考えております。移管後の施設の運営方針や保育内容に照らし合わせて御提案をいただければと思います。 |

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 6 | 質問事項         | 要項 5 (3) 定員及び受入年齢について   |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 現在の東見前保育園の在籍人数は？  |
|   | 回答           | 7月末現在で、定員 90 人に 83 人（1 歳児 8 人，2 歳児 17 人，3 歳児 23 人，4 歳児 18 人，5 歳児 17 人）となっております。 |

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 7 | 質問事項         | 要項 5 (3) 定員及び受入年齢について                   |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 都南地区の待機児童の状況は？                          |
|   | 回答           | 年度の前半はあまり多くなく，年度の後半にかけて増えていく状況となっております。 |

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 8 | 質問事項         | 要項 5 (4) 職員配置について   |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 栄養士は現在運営している保育所と兼任できるのか。  |
|   | 回答           | 保育所の設置基準上は，栄養士は兼任でも差し支えありませんが，公立保育所の民営化に当たっては，保育環境が変わることによる児童への影響をなるべく少なくするため，給食提供や行事の実施などを含めて現在の保育の内容を継承いただくことを基本としております。現在の東見前保育園では専任の栄養士を配置し業務を行っておりますので，移管後も同様の体制で給食の提供を実施いただくことが望ましいと考えております。なお，栄養士を兼任とする場合には，兼任した場合の東見前保育園での栄養士の業務体制や業務内容について事前に保護者の方へ説明いただき，理解を得ていただくようお願いいたします。 |

|   |              |  |
|---|--------------|--|
| 9 | 質問事項         | 要項 5 (4) 職員配置について                              |
|   | 質問内容<br>(要旨) | 園長は，社会福祉事業に携わった経験が 5 年以上とあるが，施設長の経験が無くても良いものか？ |
|   | 回答           | 社会福祉事業の経験のある方としておりますので，施設長の経験が無くてもよろしいです。      |

|    |              |  |
|----|--------------|--|
| 10 | 質問事項         | 要項 5 (5) 保育内容の継承について   |
|    | 質問内容<br>(要旨) | 移管を受けた後，認定こども園化しても良いか。                                       |
|    | 回答           | 民営化にあたっては，現在の東見前保育園の運営の継承を基本としておりますので，当分の間，保育所としての運営をお願いします。 |

|    |              |   |
|----|--------------|---|
| 11 | 質問事項         | 要項 5 (5) 保育内容の継承について                              |
|    | 質問内容<br>(要旨) | 敷地内で放課後児童クラブを設置することは可能か？                          |
|    | 回答           | 東見前保育園の運営を継承しながらであれば、公益事業である放課後児童クラブを設置することは可能です。 |

|    |              |                       |
|----|--------------|-----------------------|
| 12 | 質問事項         | 要項 5 (6) 特別保育事業等について  |
|    | 質問内容<br>(要旨) | 現在、東見前保育園の延長保育は何人くらい？ |
|    | 回答           | 6月実績で19人となっております。     |

|    |              |  |
|----|--------------|--|
| 13 | 質問事項         | 要項 7 移管前後の支援について (保育所等整備交付金関係)                           |
|    | 質問内容<br>(要旨) | 交付金は、本体工事部分だけとなっておりますが、旧園舎を解体した後の園庭の整備は対象とならないということか。    |
|    | 回答           | 交付金は、令和3年度中に園舎を整備するためのものとなります。なお、旧園舎の解体・整地は、市で行うこととなります。 |

|    |              |   |
|----|--------------|---|
| 14 | 質問事項         | 要項 7 移管前後の支援について (保育所等整備交付金関係)  |
|    | 質問内容<br>(要旨) | 本体工事には、給食設備の整備部分は含まれるということでしょうか。  |
|    | 回答           | 器具の種類によって、個別に相談となります。配管やボイラーなどの大型設備は対象となると思われますが、法人によって設置したいものが色々あると思いますので、個別に御相談させていただくという回答になります。 |

|    |              |  |
|----|--------------|--|
| 15 | 質問事項         | 要項 7 (3) ただし書き以降の文言について  |
|    | 質問内容<br>(要旨) | 保育所等整備交付金の対象となる法人は社会福祉法人のみか。以前に、「子育て安心プラン」の関係で、学校法人は対象にならない旨、説明を受けたことがある   |
|    | 回答           | 社会福祉法人に加え、「市町村が認めた者 (公立施設を除く。)」も対象となる取扱いとなっておりますが、この取扱いは令和2年度末までの「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿整備を進めるためのものであり、3年度以降については現時点で未定であることから、詳細が示され次第お知らせします。 |